

「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視一道路橋の保全等を中心として」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】国土交通省、農林水産省 【1回目の回答日】平成22年10月4日、7日
【勧告日】平成22年2月5日 【2回目の回答日】平成23年12月2日、8日

1 調査概要

総務省は、社会資本のうち道路橋、農道橋及び林道橋の効率的な維持管理の推進及び安全性・信頼性の確保を図る観点から、調査を実施

調査の結果、①ライフサイクルコストの削減効果の把握が不十分、②定期点検・補修等の実施が不十分、③橋梁の維持管理に必要な基礎データの整備が不十分などの課題がみられ、平成22年2月5日、国土交通省及び農林水産省に対して、その改善措置について勧告

この勧告に対し、国土交通省及び農林水産省が講じた改善措置のその後の改善状況を公表するもの

2 主な勧告事項及び各省が講じた改善措置状況

(1) 橋梁アセットマネジメントの取組（長寿命化対策）の推進

勧告事項

(国土交通省)

- ① 直轄道路橋の中長期的なライフサイクルコストの最小化を図るため、橋梁マネジメントシステムの高度化を図ること
- ② 長寿命化修繕計画の策定を推進するため、引き続き地方公共団体に対する講習会等を開催すること

(農林水産省)

- ① 農道橋について、ライフサイクルコストの削減を図る観点から、地方公共団体に対して、予防保全的な維持管理の有効性に係る周知等を行い、農道保全対策事業（点検診断事業）の活用を促進すること
- ② 林道橋について、地方公共団体等とともに、ライフサイクルコストの削減に向けた管理手法の導入を検討すること

その後の改善状況

(国土交通省)

- ① ライフサイクルコストの最小化を図るため、将来の橋梁状態を予測し、今後必要となる維持管理費及び橋梁の健全度を推計するシステムを開発中
- ② 引き続き、長寿命化修繕計画の策定に関する講習会を開催

(農林水産省)

- ① 農道橋について、都道府県等と意見交換を実施し、農道保全対策の現状と課題を把握。また、保全対策計画を充実するための手法等を整理し、地方公共団体に対し情報提供
- ② 林道橋について、市町村等に対し、点検・補修等が体系的かつ適正に実施されるよう依頼。また、先進的な地方公共団体における林道橋のライフサイクルコスト削減の算定例等を情報提供

(2) 橋梁の安全性及び信頼性の確保

勧告事項

(国土交通省)

- ① 地方公共団体と連携し、橋梁のデータベース化などの検討を行った上で必要な情報の共有化を図ること
- ② 地方公共団体に対し、i) 点検方法、損傷に関する知識の習得などの技術支援を行うこと、ii) 国土交通省と鉄道事業者との間で定期点検等の実施における基本的ルールを定めるなど、必要な調整を行うこと

(農林水産省)

- 農道橋及び林道橋について、i) 台帳の整備方法、点検手法等を検討すること、ii) 地方公共団体が点検及び補修等を円滑に実施できるよう必要な情報を提供すること

その後の改善状況

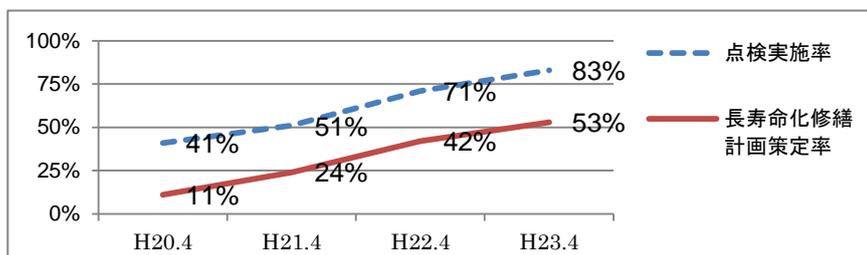
(国土交通省)

- ① 全国統一の橋梁データベースの構築に向け、システムを設計し、地方整備局等において試行運用中
- ② 引き続き、点検方法、損傷に関する知識の習得等のための講習会を開催。引き続き、基本的なルールを定めるための調整を実施し、新幹線と交差する橋梁の点検を推進

(農林水産省)

- ① 農道橋について、点検方法や保全対策などの実施事例を収集し、地方公共団体に対し情報提供
- ② 林道橋について、市町村等に対し、維持管理を体系的かつ適切に実施するよう依頼。併せて、林道橋の点検内容・頻度、点検・補修等の履歴を記載するための「林道橋カルテ」を作成し、周知

〈参考〉地方公共団体が管理する道路橋の長寿命化修繕計画の策定率及び点検の実施率の推移（橋梁ベース）



(注) 国土交通省資料に基づき、当省が作成した。



(注) 橋梁の点検の実施状況。国土交通省資料による

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—道路橋の保全等を中心として— の結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成 20 年 12 月～22 年 2 月
- 2 調査対象機関：農林水産省、国土交通省

【勧告年月日及び勧告先】

平成 22 年 2 月 5 日 農林水産省、国土交通省

【回答年月日】

農林水産省 平成 22 年 10 月 7 日
国土交通省 平成 22 年 10 月 4 日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

農林水産省 平成 23 年 12 月 8 日
国土交通省 平成 23 年 12 月 2 日

【調査の背景事情等】

- 我が国の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備。このうち、道路橋は、道路ネットワークを構成する重要な構造物で設置数も膨大。また、農道橋及び林道橋の多くは生活道路に設置され、道路橋と同様に地域交通ネットワークを形成
- 今後、建設後50年以上を経過する橋梁が急増し、維持管理・更新費用が膨大になる見込み
- しかしながら、適切な定期点検及び補修等が十分に実施されておらず、重大な損傷事例等が発生
- このため、国は、社会資本整備重点計画法等に基づき、社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進
- この調査は、社会資本のうち道路橋、農道橋及び林道橋の効率的な維持管理の推進及び安全性・信頼性の確保の観点から調査

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 橋梁アセットマネジメントの取組（長寿命化対策）の推進</p> <p>(1) 道路橋の長寿命化対策の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、道路橋の長寿命化対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。その際、国土交通省は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 直轄道路橋の中長期的なライフサイクルコストの最小化を図るため、引き続き点検データの収集、蓄積を行い、確度の高い劣化予測や最適な補修工法の選定等が可能となるよう橋梁マネジメントシステムの高度化を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、道路ストックの効率的な管理を目的として、管理する直轄道路橋の長寿命化及び橋梁の修繕・架け替えに係る費用の縮減に資するため、計画策定の基本方針、管理橋梁の定期点検、修繕及び更新等の実施時期、計画による効果を定めた長寿命化修繕計画を策定・公表する方針 ○ 各地方整備局では、管内のすべての直轄道路橋について、長寿命化修繕計画の策定に向けた対象橋梁の一覧表の作成、長寿命化修繕計画による効果の把握等の作業を実施 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方整備局において、長寿命化修繕計画の効果（計画実施によるライフサイクルコストの縮減額）を把握しているものは1地方整備局のみ。しかも管理する管内の3,630橋のうち、3橋についてのみの把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 「回答」時に確認した改善状況</p> <p>⇒ : 「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【国土交通省】</p> <p><改善状況>（道路橋）</p> <p>→ 直轄道路橋の中長期的なライフサイクルコストの最小化を図るとともに、長寿命化修繕計画による効果（ライフサイクルコスト縮減効果等）を算出するための手法等の検討に資するため、平成16年3月に策定した橋梁定期点検要領（案）に基づいて、平成16年度から20年度に実施した定期点検結果等を基に、経年、材料、部材位置、架橋環境等に応じた損傷発生状況、損傷進行状況等の特徴を分析中である。</p> <p>⇒ 直轄道路橋の中長期的なライフサイクルコストの最小化を図るとともに、長寿命化修繕計画による効果（ライフサイクルコスト縮減効果等）を算出するための手法等の検討に資するため、平成16年3月に策定した橋梁定期点検要領（案）に基づいて、平成16年度から22年度に実施した定期点検結果等を基に、経年、材料、部材位置、架橋環境等項目ごとに、時期の異なる2回の点検結果の推移から、将来の橋梁状態を予測し、今後必要となる維持管理費及び橋梁の健全度を推計するシステムについて今年度末を目途に開発中である。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 地方整備局及び国道事務所等では、橋梁マネジメントシステムを活用しているが、現状では、システムとして、道路橋の健全度を予測し、必要な補修・補強等の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最小となる中長期的な管理計画を十分検証できるまでには至っていない状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 地方公共団体と連携・協働し、長寿命化修繕計画による効果(ライフサイクルコスト縮減効果等)を算出するための手法等の検討を進めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国土交通省は、平成 19 年度から、地方公共団体が管理する道路橋の長寿命化対策として長寿命化修繕計画策定事業を実施。地方公共団体は、補助を受けて策定した道路橋の長寿命化修繕計画については、遅滞なく公表し、各地方整備局長に提出</p> <p>○ 上記の補助事業は、都道府県及び政令市については平成 23 年度まで、その他の市町村については 25 年度までの措置</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査時点(平成 20 年 12 月 1 日現在)において、全国の道路を管理する地方公共団体 1,829 管理者のうち、長寿命化修繕計画策定事業費補助を受けて長寿命化修繕計画を策定しているもの(地方整備局に同計画を提出済みのもの。以下同じ。)は 32 管理者(1.7%)。内訳は、i) 都道府県では 47 管理者のうち 19 管理者(40.4%)、ii) 政令市では 17 管理者のうち 7 管理者(41.2%)、iii) 市町村では 1,765</p>	<p><改善状況></p> <p>→ 同上</p> <p>⇒ 同上</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>管理者のうち6管理者 (0.3%)</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 長寿命化修繕計画の策定を推進するため、地方公共団体からの要望に応じて、引き続き講習会等を開催すること。</p> <p>また、開催に当たっては、他の道路管理者が策定した長寿命化修繕計画の事例等の情報提供を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方整備局では、平成19年度から、長寿命化修繕計画策定事業を推進するため、地方公共団体等の職員を対象とした講習会等を独自に開催 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方整備局における平成19年度及び20年度の講習会等の開催状況をみると、各地方整備局により開催回数や対象者が区々 	<p><改善状況></p> <p>→ 講習会等の開催に当たっては、地方公共団体からの要望を踏まえて実施しており、定期点検等を適切に実施するために必要な点検方法、損傷に関する知識の習得、長寿命化修繕計画の策定に関する内容などと併せ、平成22年度は約80回の講習会を開催予定である(平成22年7月末現在、21回実施済み)。</p> <p>他の道路管理者の長寿命化修繕計画の事例等についても、講習会等で情報提供を実施している。</p> <p>⇒ 講習会等の開催に当たっては、引き続き、地方公共団体からの要望を踏まえて実施しており、定期点検等を適切に実施するために必要な点検方法、損傷に関する知識の習得、長寿命化修繕計画の策定に関する内容などと併せ、平成22年度は105回の講習会を開催済みであり、23年度も、約110回の開催を予定している(23年7月末現在、27回実施済み)。</p> <p>他の道路管理者の長寿命化修繕計画の事例等についても、講習会等で情報提供を実施している。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 農道橋及び林道橋の長寿命化対策の取組の推進 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、農道橋及び林道橋における長寿命化対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。その際、農林水産省は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 農道橋について、そのライフサイクルコストの縮減を図る観点から、地方公共団体に対して予防保全的な維持管理の有効性に係る周知等を行い、農道保全対策事業（点検診断事業）の活用を促進を図ること。</p> <p>また、点検診断事業の点検診断結果等を長期的な維持管理に有効に生かせるよう、道路橋の長寿命化修繕計画などを参考とし、地方公共団体とともに農道保全対策計画の内容の充実について検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 農林水産省は、平成19年度から、増加する農道の更新対策への取組として、これまでの事後保全的な対策に予防保全的な仕組みを加え、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、災害等の不測の事態が発生した場合の緊急対策を制度的に整備し、農道ストックの保全対策の充実強化を図るものとして農道保全対策事業（点検診断事業）を実施</p> <p>○ 都道府県知事は、「点検診断事業」を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成</p> <p><調査結果の概要></p>	<p>【農林水産省】</p> <p><改善状況>（農道橋）</p> <p>→ 農道については、今後、順次更新時期を迎える農道及び農道橋等の道路構造物の更新対策として、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト低減等の保全対策の充実を図っているところである。</p> <p>一方、農道の維持管理については、財産の管理者である地方公共団体がその責務として適切に行うこととされており、農道橋の点検診断・保全対策の実施についても、地方公共団体が予算や地域の実情を考慮しつつ主体的に実施するものである。</p> <p>農林水産省では、今回の総務省の勧告（社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—道路橋の保全等を中心として—。以下同じ。）を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性の確保に配慮しながら、地方公共団体における農道の保全対策の推進、維持管理の充実を図るため、以下の措置を講じたところである。</p> <p>① 各地方農政局長等に対し、「農道の保全対策の推進について」（平成22年3月4日付け21農振第1953号農村振興局長から地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び北海道知事あて）を発出し、勧告内容を周知するとともに、管内の関係地方公共団体に対して、農道橋を中心とした点検診断の実施の促進を始めとして、農道保全対策の推進の必要性についての周知及び必要な情報の提供に努めるよう依頼した。</p> <p>② 農道の維持管理・点検診断の実施等に係る国の支援体制を整備するため、平成22年4月13日、各地方農政局等の農道担当者を対象とした「農道担当者会議」を開催し、勧告内容を周知するとともに、各地方農政局等において、農道台帳の整備方法、長寿命化対策に向</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 平成 19 年度及び 20 年度の全国における農道保全対策事業の実施状況をみると、同事業を実施しているものは全国で 31 地区。これらのうち、農道橋について、点検診断事業を実施しているものは 10 地区の 116 橋。これは、全国に設置されている農道橋 3,120 橋（平成 20 年 8 月 1 日現在）の 3.7%</p> <p>○ 農道保全対策計画は、都道府県知事が独自に作成することとされているが、農道保全対策事業実施要領において、同計画の様式や記載すべき具体的な内容は示されていない状況</p>	<p>けた点検・診断などに関する課題について、農道管理者である地方公共団体とともに整理・検討する体制を構築するよう指示した。</p> <p>あわせて、農道の維持管理・点検診断の参考とするため、道路橋のアセットマネジメント、点検要領などの参考文献情報（リスト）を配布し、管内地方公共団体への情報提供を行った。</p> <p>なお、平成22年8月以降、各地方農政局等において、地方公共団体とともに課題の把握、事例・情報収集及び意見交換等を行い、農道台帳、点検診断手法及び保全対策計画の内容等の充実を図るべく検討を進めていく予定である。</p> <p>⇒① 平成 22 年 8 月から 10 月にかけて、各地方農政局等において、国と都道府県等の農道担当者間で農道橋を中心とした保全対策の推進に関する意見交換会を開催し、農道保全対策の現状と課題の把握を行った。</p> <p>同年 10 月以降においては、各地方農政局等が都道府県農道担当者を対象として開催している農道担当者会議を農道保全に関する検討体制として位置づけ、国と都道府県の担当者間で情報交換を行い、農道の維持管理に関する課題の整理、保全対策推進のための検討を随時実施しているところである。</p> <p>② 農林水産省では、現在、上記の意見交換会等の結果を踏まえ、都道府県及び農道管理者による農道の維持管理、点検や保全対策の円滑な推進を図るため、農道に関する点検手法や保全対策などの実施事例の収集を行い、農道の保全対策における点検診断の手法、保全対策計画を充実するための手法等を整理し、地方公共団体等に対し情報提供するなど、引き続き支援していくこととしている。</p> <p>③ 都道府県においては、農道の維持管理状況の現状確認や農道管理</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 林道橋について、その利用状況等の実態を把握した上で、現に一般交通の用に供されているものについては、地方公共団体等とともにライフサイクルコストの縮減に向けた管理手法の導入を検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 林野庁では、林道改良統合補助事業を実施し、橋梁改良として、建設後5年以上経過した林道橋のうち、機能が喪失又は著しく低下している林道橋の架け替え、新設又は塗装工事を実施</p> <p>なお、同事業では、長寿命化対策に関する考え方及びこれに基づく事業等は実施されていない状況</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 平成16年度から20年度までの5年間に全国で林道改良統合補助事業を活用して林道の改良等を実施しているものは399地区</p> <p>○ 調査した25林道管理者(5道県及び20市町村)において、平成16年度から20年度までの間に林道改良統合補助事業を活用して林道の改良等を実施しているものは6管理者(計94地区)。これらのうち、林道橋の改良を実施しているものは2管理者(2地区、3橋)</p>	<p>者への保全対策の必要性の啓発、点検診断の指導に係る研修会等を継続的に実施している。</p> <p>なお、農道保全対策事業における点検診断事業の実施状況は、平成20年度までは20地区、21年度までは52地区、22年度までは95地区となっている。</p> <p><改善状況> (林道橋)</p> <p>→ 林道の維持管理については、財産の管理者たる地方公共団体等がその責務として適切に行うものであり、点検診断・保全対策の実施においても、地方公共団体等が予算や地域の実情を考慮しつつ主体的に実施するものである。</p> <p>農林水産省(林野庁)では、今回の勧告を踏まえ、地方公共団体等の自主性・自立性の確保に配慮しながら、地方公共団体等を対象とした会議等を活用し、地方公共団体等における林道の保全対策の推進、維持管理の充実を図るための実態把握及び各種情報の提供を行っていくこととし、以下の措置を講じたところである。</p> <p>① 林野庁では、各都道府県に対して、事務連絡(平成22年3月10日付け林野庁森林整備部整備課林道事業班担当課長補佐、監査管理班担当課長補佐から各都道府県林道整備事業担当課長あて)を發出し、都道府県を通じて林道管理者である市町村等に対し、林道橋のライフサイクルコストの縮減及び安全性・信頼性の確保を図るため、定期点検及び点検結果に基づく適切な補修等の実施の必要性についての周知を行った。</p> <p>あわせて、今回の勧告を踏まえた、i) 林道橋の適切な管理、ii) 林道橋の点検の実施、iii) 林道橋の補修の実施、iv) 通行制限等へ</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>となっており、事業内容は、林道橋の耐震工事、塗装工事などを実施</p>	<p>の対応について検討するよう依頼した。</p> <p>なお、平成22年度末を目途に、市町村等の点検、補修等の状況を把握し、特に先進的に林道橋の点検を実施しているもの（推奨事例）については、各市町村等に対して情報提供を行う予定である。</p> <p>② 上記事務連絡において、農山漁村地域整備交付金（林道改良統合補助事業）による、橋梁の架け替え、転換、塗装などの促進について指導するとともに、同交付金（効果促進事業）を活用して、橋梁の改良に当たっての必要な調査（事業実施に必要な箇所の測量・設計を含む。）が可能である旨周知するとともに、その積極的な活用について検討を依頼した。</p> <p>⇒① 林道橋の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、安全性及び信頼性を確保するため、都道府県に対して、「林道橋の維持管理について」（平成22年9月30日付け22林整整第611号林野庁整備課長通知。以下「通知」という。）を発出し、林道管理者である市町村等に対し、林道橋の維持・管理に当たっては、点検・補修等が体系的かつ適正に実施されるよう依頼した。</p> <p>また、平成22年9月から10月に開催した「森林整備事業ブロック会議」、平成23年1月及び5月に開催した「民有林森林整備事業担当課長等会議」においても、都道府県の林道実務担当者に対し、上記通知の内容を周知した。</p> <p>② 平成22年12月には、林道管理者における林道橋の点検等の実施状況及び問題点等を把握するため、林道管理者を対象に「林道橋の点検状況調査」を実施し、i) 林道橋の点検等の実施状況、ii) 点検・補修結果等の情報の整理状況、iii) 点検の実施に当たっての問題点等を把握した。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>2 橋梁の安全性及び信頼性の確保</p> <p>(1) 道路橋の安全性及び信頼性の確保 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、道路橋の安全性及び信頼性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。その際、国土交通省は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 直轄道路橋を適切に維持管理するため、道路法及び同法施行規則に定められている法令台帳等である道路台帳（橋調書）の整備等を徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路管理者である国土交通大臣、都道府県及び市町村は、道路橋の維持管理に当たって、法令台帳等として、道路台帳（橋調書）及び橋梁台帳を整備 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路台帳（橋調書）を整備すべき 47 管理者（14 国道事務所等、 	<p>この結果を踏まえて、平成 23 年 1 月に開催した「民有林森林整備事業担当課長等会議」において、市町村等の林道橋の維持管理の現状・課題等について、都道府県林道担当者と意見交換を行ったほか、国土交通省の道路橋の点検方法等の情報提供を行った。</p> <p>③ 平成 23 年 5 月に実施した「民有林森林整備事業担当者会議」において、先進的な地方公共団体における林道橋のライフサイクルコスト縮減の算定例や林道橋保全対策計画例等が記載された保全対策策定指針等について情報提供を行った。</p> <p>【国土交通省】</p> <p><改善状況>（道路橋）</p> <p>→ 「道路台帳（橋調書）の整備等の徹底について」（平成22年 3 月26 日付け国道保第10号道路局国道・防災課長から各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、内閣府沖縄総合事務局開発建設部長あて）により、直轄道路橋について、道路台帳（橋調書）の整備等の徹底を図るよう周知しており、平成22年 5 月末までにすべての道路台帳（橋調書）について修正を終了した。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>9道府県、7政令市及び17市町村)のうち18管理者(38.3%)、橋梁台帳を整備すべき28管理者のうち6管理者(21.4%)では、記載内容等が不十分</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 道路橋の効率的な維持管理のため、地方公共団体と連携し、橋梁のデータベース化などの検討を行った上で必要な情報の共有化を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、社会資本の戦略的な維持管理方法として、公共施設の点検結果等に係るデータベースの整備を推進 ○ 「道路橋の予防保全に向けた提言」(平成20年5月16日道路橋の予防保全に向けた有識者会議)において、全国の道路橋に共通するデータベースを構築し、集積された損傷事例や補修事例などを活用することにより、効率的で確実な維持管理を実行する旨提言 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した33管理者(9道府県、7政令市及び17市町村)のうち、データベースを構築しているものが14管理者(42.4%)。構築したデータベースの内容をみると、蓄積されている情報が管理者によって区々 	<p><改善状況></p> <p>→ 地方公共団体から橋梁データベースに関する意見を聴取し、これを踏まえて、橋梁の諸元や点検結果、損傷状況、補修・補強履歴等についての全国統一のデータベースの構築に向け、システムの設計を実施中である。</p> <p>⇒ 全国統一の橋梁データベースの構築に向け、システムの設計を行い、同システムの運用上の課題等を明確にするため、地方整備局等において試行運用を行っている。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 地方公共団体における定期点検及び第三者被害予防措置の実施を促進するため、</p> <p>i) 定期点検等を適切に実施するために必要な点検方法、損傷に関する知識の習得などの技術支援を行うこと。</p> <p>ii) 国土交通省(本省)と鉄道事業者との間で定期点検等の実施における基本的ルールを定めるなど、必要な調整を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、「橋梁定期点検要領(案)」に基づき、管理する一般国道(指定区間)に設置された道路橋の定期点検等を実施 また、橋梁を構成するコンクリート部材の一部が落下して第三者に与える被害を予防するため、「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」に基づき第三者被害予防措置を実施 ○ 地方公共団体が管理する道路橋については、定期点検、第三者被害予防措置に関する要領等は定められておらず、一部の地方公共団体が、独自に点検要領等を作成し定期点検等を実施 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した47管理者における平成16年度から20年度までの5年間の定期点検の実施状況をみると、国道事務所等、道府県及び政令市ではすべての管理者が実施。一方、市町村については17管理者のうちの8管理者(47.1%) 道路橋数でみると、定期点検を実施しているものは全体で52.7%。市町村が管理するものでは5.4%と低調 ○ 調査した47管理者が管理する第三者被害予防措置が必要である 	<p><改善状況></p> <p>→ i) (再掲) 講習会等の開催に当たっては、地方公共団体からの要望を踏まえて実施しており、定期点検等を適切に実施するために必要な点検方法、損傷に関する知識の習得、長寿命化修繕計画の策定に関する内容などと併せ、平成22年度は約80回の講習会を開催予定である(平成22年7月末現在、21回実施済み)。</p> <p>ii) 一部の鉄道事業者から点検に関する施行区分や点検作業に関する事前協議期間に関する意見等を聴取し、引き続き、基本的なルールを定めるための調整を実施中である。</p> <p>⇒ i) (再掲) 講習会等の開催に当たっては、引き続き、地方公共団体からの要望を踏まえて実施しており、定期点検等を適切に実施するために必要な点検方法、損傷に関する知識の習得、長寿命化修繕計画の策定に関する内容などと併せ、平成22年度は105回の講習会を開催済みであり、23年度も、約110回の開催を予定している(23年7月末現在、27回実施済み)。 他の道路管理者の長寿命化修繕計画の事例等についても、講習会等で情報提供を実施している。</p> <p>ii) 引き続き、基本的なルールを定めるための調整を実施するとともに、鉄道交差部分における橋梁点検について、課題等を把握し、必要な協議等があれば実施していく予定である。 なお、鉄道と交差する橋梁のうち、社会的影響が大きいと考えられる新幹線との交差部分における市町村が管理する橋梁については、平成20年度末に155橋の橋梁が未点検であったが、22年度末には、68橋と約半数以下に減っており橋梁点検が着実に実施されている。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>道路橋（計 3,099 橋）のうち、平成 16 年度から 20 年度までの 5 年間に第三者被害予防措置を実施したものは計 1,757 橋（56.7%）。道府県では 10.4%、政令市では 24.9%、市町村では 23.7%と低調</p> <p>○ 第三者被害予防措置の実施に当たって、跨線橋や跨道橋について、鉄道事業者又は他の道路管理者との協議に期間を要するとして、定期点検等が未実施となっているものなどが 8 管理者において計 89 橋</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 地方公共団体が点検結果に基づく適時・適切な補修等が実施できるよう、地方公共団体の要請に基づき、補修等の実施時期・方法などの対処方針について、必要な技術支援を行うこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 直轄道路橋については、「橋梁定期点検要領（案）」及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」において、定期点検等の結果に基づく補修等の対処方針について規定</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した 47 管理者が、平成 16 年度から 20 年度までの間に実施した定期点検結果をみると、補修等が必要と判断されたものが 2,679 橋（12.6%）。これらのうち、20 年 12 月 1 日現在、必要な補修等が実施されていないものが 1,330 橋（49.6%）</p> <p>○ 調査した 47 管理者が、平成 16 年度から 20 年度までの間に実施した第三者被害予防措置の結果をみると、補修等が必要と判断されたものが計 289 橋（15.8%）。これらのうち、20 年 12 月 1 日現在、</p>	<p><改善状況></p> <p>→ 「不具合発生時の情報連絡及び技術支援等について」（平成21年11月10日付け事務連絡道路局国道・防災課企画専門官から各地方整備局道路情報管理官、地域道路調整官、道路保全企画官、北海道開発局道路技術対策官、道路防災対策官、内閣府沖縄総合事務局企画調整官あて）により、地方整備局等を通じ地方公共団体に対して必要な技術支援体制の構築について通知し、構造物に重大な影響を与える亀裂、ひび割れ等の損傷、通行規制等を伴う重大な損傷などへの対処方針についての地方公共団体からの要請に応じて、専門家派遣などの技術支援を実施している。</p> <p>⇒ 引き続き、平成21年11月10日付けの通知に基づき、構造物に重大な影響を与える亀裂、ひび割れ等の損傷、通行規制等を伴う重大な損傷などへの対処方針について、地方公共団体からの要請に応じて、専門家派遣などの技術支援を実施している。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>必要な補修等が実施されていないものが市町村管理の13橋(4.5%)</p> <p>(2) 農道橋及び林道橋の安全性及び信頼性の確保 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、農道橋及び林道橋の安全性及び信頼性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。その際、農林水産省は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 地方公共団体とともに、台帳等の整備方法、点検手法等を検討すること。</p> <p>② 地方公共団体が、定期点検、点検結果に基づく補修及び第三者被害予防措置等を円滑に実施できるよう必要な情報（推奨事例など）を提供するなどの支援を実施すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農道管理者は、管理する農道について、農道台帳及び農道台帳の付属資料として「橋梁調書」を作成 ○ 林道管理者は、民有林林道事業で施行した民有林林道について、民有林林道台帳（以下「林道台帳」という。）及び林道台帳の付属資料として「橋梁調書」を作成 ○ 農道橋及び林道橋については、橋梁の定期点検等に係る要領等は定められていない状況 <ul style="list-style-type: none"> 農道については、各地方公共団体が定める条例、管理規則等に基づき管理 林道については、林道規程等において、林道の管理方法を定め、通行の安全を図るように努めなければならないこと、また、林道の 	<p>【農林水産省】</p> <p><改善状況>（農道橋）（再掲）</p> <p>→ 農道の維持管理・点検診断の実施等に係る国の支援体制を整備するため、平成22年4月13日、各地方農政局等の農道担当者を対象とした「農道担当者会議」を開催し、勧告内容を周知するとともに、各地方農政局等において、農道台帳の整備方法、長寿命化対策に向けた点検・診断などに関する課題について、農道管理者である地方公共団体とともに整理・検討する体制を構築するよう指示した。</p> <p>あわせて、農道の維持管理・点検診断の参考とするため、道路橋のアセットマネジメント、点検要領などの参考文献情報（リスト）を配布し、管内地方公共団体への情報提供を行った。</p> <p>なお、平成22年8月以降、各地方農政局等において、地方公共団体とともに課題の把握、事例・情報収集及び意見交換等を行い、農道台帳、点検診断手法及び保全対策計画の内容等の充実を図るべく検討を進めていく予定である。</p> <p>⇒① 平成22年8月から10月にかけて、各地方農政局等において、国と都道府県等の農道担当者間で農道橋を中心とした保全対策の推進に関する意見交換会を開催し、農道保全対策の現状と課題の把握を行った。</p> <p>同年10月以降においては、各地方農政局等が都道府県農道担当者を対象として開催している農道担当者会議を農道保全に関する検討体制として位置づけ、国と都道府県の担当者間で情報交換を行い、農道の維持管理に関する課題の整理、保全対策推進のための検</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>巡回及び点検を行い、落石及び法面の損傷等による危険の防止に努めることと規定</p> <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した 12 農道管理者のうち、農道橋に関して農道台帳に記載すべき事項が記載されていないものが 4 管理者 ○ 調査した 25 林道管理者のうち、林道橋に関して林道台帳に記載すべき事項が記載されていないものなどが 10 管理者 ○ 調査した 12 農道管理者及び 25 林道管理者のうち、定期点検を実施しているものは 1 農道管理者及び 3 林道管理者。橋梁数で見ると、定期点検を実施した農道橋は 13.7%、林道橋は 10.2% ○ 調査した林道管理者が定期点検を実施した結果、補修等が必要と判断された計 76 橋のうち、必要な補修等を実施していないものが計 73 橋 (96.1%) 	<p>討を随時実施しているところである。</p> <p>② 農林水産省では、現在、上記の意見交換会等の結果を踏まえ、都道府県及び農道管理者による農道の維持管理、点検や保全対策の円滑な推進を図るため、農道に関する点検手法や保全対策などの実施事例の収集を行い、農道の保全対策における点検診断の手法、保全対策計画を充実するための手法等を整理し、地方公共団体等に対し情報提供するなど、引き続き支援していくこととしている。</p> <p>③ 都道府県においては、農道の維持管理状況の現状確認や農道管理者への保全対策の必要性の啓発、点検診断の指導に係る研修会等を継続的に実施している。</p> <p>なお、農道保全対策事業における点検診断事業の実施状況は、平成20年度までは20地区、21年度までは52地区、22年度までは95地区となっている。</p> <p><改善状況> (林道橋)</p> <p>→ 林野庁では、各都道府県に対して発出した事務連絡（平成22年3月10日付け林野庁森林整備部整備課林道事業班担当課長補佐、監査管理班担当課長補佐から各都道府県林道整備事業担当課長あて）において、①林道橋の適切な管理のための法令台帳等の整備の徹底、②橋梁の現状を把握するための定期的な点検の実施、③橋梁の損傷状況等に応じた適切な補修の実施などについて検討を依頼した。</p> <p>平成22年5月19日から20日に開催した「民有林森林整備事業担当課長等会議」において、林道橋の点検管理の必要性について周知するとともに、平成22年9月から10月に開催予定の都道府県の林道実務担当者を対象とした「森林整備事業ブロック会議」、平成23年1月に開催</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>予定の「民有林森林整備事業担当課長等会議」においても、その必要性について、周知することとしている。</p> <p>さらに、平成22年度に開催予定の森林・林業技術研修において、林道橋の点検管理の必要性について講義を行う予定である。</p> <p>地方公共団体等が、林道橋の点検を体系的かつ円滑に実施できるよう、林道橋維持管理マニュアル（仮称）を作成し、9月中旬に都道府県に対し参考配布することとしている。</p> <p>また、新たに点検・修理等の履歴を記載するための様式（林道橋カルテ）を作成し、都道府県に対し参考配布することとしており、9月から10月に開催予定の都道府県の林道実務担当者を対象としたブロック会議において、その内容を説明することとしている。</p> <p>⇒① 林道管理者である市町村等による林道橋の維持・管理が体系的かつ適切に実施されるよう通知を発出し、この中で、i) 林道橋の点検内容・頻度、ii) 第三者被害予防措置の対応、iii) 点検・補修等の履歴を記載するための様式（林道橋カルテ）等を具体的に示した。</p> <p>② また、平成22年9月から10月に開催した「森林整備事業ブロック会議」、平成23年1月及び5月に開催した「民有林森林整備事業担当課長等会議」において、都道府県の林道実務担当者に対し、上記通知の内容を周知した。</p> <p>③ さらに、平成22年度及び23年度の森林・林業技術研修において、都道府県、市町村等の林道担当者を対象に林道橋の点検・管理の必要性について講義した。</p> <p>④ 平成23年5月に開催した「民有林森林整備事業担当課長等会議」において、先進的な地方公共団体が作成した定期点検、点検結果に基づく補修等を円滑に実施するための維持管理マニュアル等の情</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>報提供を行った。</p> <p>⑤ なお、都道府県においても、平成 22 年 10 月以降、林道橋の維持管理等についての研修会の開催、新たな指針・マニュアルが作成されるなど、林道橋の保全等の重要性に関する認識が高まっている。</p>